## 不動産特定共同事業法(大臣許可) 変更届出 提出書類一覧(令和4年4月1日現在)

## 国土交通大臣許可の場合に必要な書類を掲載しております。都道府県知事許可の場合は、各都道府県の担当部署宛にお問い合わせください。

- 1. 変更認可申請には事前相談が必要です。事前に国土交通省の担当部署までお問い合わせください。変更届出は事前相談不要です。
- 2. 変更届出の提出先は本店が所在する都道府県を管轄する**地方整備局**です。**正本1部、副本4部**を提出してください。 ※提出書類でご不明な点は、本店が所在する都道府県を管轄する**地方整備局にお問い合わせください**。 ※令和4(2022)年4月1日より、会社の登記事項証明書は添付不要です。行政庁側がシステム上で確認します。
- 3. 変更認可申請の内容によっては、同時に変更届出事由にも該当する場合があります。その場合、それぞれ手続きが必要になります。

	該当手続	変更届出																		
		商	住		役	員		政	政令使用人			業務管理者			事務所			他	業	電
	該当事由			就	退	氏	兼	就	退	氏	就	退	氏	名	移	廃	本	の	務	子
	_	号	所				職										金	事	の	取
				任	任	名	先	任	任	名	任	任	名	称	転	止	の	業	方	引
提出書類																$\widehat{\mathbb{x}}$	額		法	体
書類名	様式															(5)			書	制
変更届出書	様式第6号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
許可申請書の該当面(第1~6面)	様式第2号	1	1	2	2	2	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	4	6
業務管理者設置証明書	様式第3号添付書類(1)										0								] 	
業務管理者の略歴書	様式第3号添付書類(3)-1										0								] 	
業務管理者資格届出(※1)	様式第3号添付書類(3)-4										0									
業務管理者の資格証明書の写し(※2)											0									
業務管理者の宅地建物取引士証の写し											0								] 	
事務所の住所が分かる書面 (※3)															(()					
政令使用人の略歴書	様式第3号添付書類(3)-1							0											 	
役員の略歴書 (※4)	様式第3号添付書類(3)-1			0															 	
変更後の定款 (原本証明付き)																		0		

- ※1 業務管理者資格届出に代えて、実務経験証明書(様式第3号添付書類(3)-3)を提出する場合には、要件を充足する実務経験があるかを確認させていただくため、事前に国土交通省の担当部署まで ご連絡ください。
- ※2 資格証明書の写しについては、資格の登録日と有効期間が分かるものを添付してください。
- ※3 事務所の住所が登記事項証明書に記載されない(支店登記されない)場合のみ、必要になります。具体的には、事務所の賃貸借契約書などが想定されます。
- ※4 役員が法人である場合には、略歴書に代えて、法人の沿革(様式第3号添付書類(3)-2)を添付してください。
- ※5 第一号事業及び/又は第二号事業の許可のみを有する大臣許可業者であって、事務所の一部廃止に伴って事務所が一の都道府県内に所在することになる場合には、都道府県知事許可への変更許可の手続きが必要です。なお、第三号事業及び/又は第四号事業の許可を有する場合には、変更許可の手続きは不要です。